

教室事業へご参加の皆様

教室事業等におけるご返金の取扱いについて

日頃より、本財団事業にご参加をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、これまでは教室事業へご参加いただいた皆様へ以下の事由が発生した場合には、お休みされた回数分の受講料をご返金させていただいておりましたが、今後の取扱いに一部変更が生じますのでお知らせいたします。皆様のご理解の程よろしくお願いいたします。

今後とも本財団事業へのご参加を心よりお待ちしております。

記

【変更前】

① 主催者都合（施設都合）

主催者都合等による教室中止 ・ 自然災害等不可抗力により、施設が臨時休館または、主催者が教室中止を判断し、予備日で補うことができなかった場合。

② 自己都合

学級閉鎖等において、参加できない場合。

【変更後】（①のみ対応）

① 主催者都合（施設都合）

主催者都合等による教室中止 ・ 自然災害等不可抗力により、施設が臨時休館または、主催者が教室中止を判断し、予備日で補うことができなかった場合。

1. 対象：年間スポーツ予定表「みんな de スポーツ」記載の教室事業

I. 秩父宮記念体育館

II. 鶴沼運動施設、八部公園プール

III. 秋葉台運動施設、秋葉台文化体育館、秋葉台公園プール

IV. 石名坂温水プール

2. 上記取扱いの適用開始日

2024年9月1日（日）

※ただし、9月をまたぐ教室に関しては、変更前の取り扱いとします。

以上

2024年7月1日（月）

公益財団法人藤沢市みらい創造財団
スポーツ事業課